

六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和8年7月

六ヶ所村 こども支援課

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	提案限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	実施形式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
6	公募に関する事務手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8	公募条件参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
9	応募方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
10	企画提案書等の作成及び提出・・・・・・・・・・・・	3
11	審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
12	審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
13	契約方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
14	契約に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
15	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
16	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 目的

この要領は、六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務委託

(2) 業務内容

別添「六ヶ所村放課後児童健全育成事業業務委託仕様書」に記載のとおり

(3) 委託契約期間

委託期間は、業務実施準備期間と運営期間で構成し、以下のとおりとする。

なお、業務実施準備期間中に発生した運営準備に要する費用は全て受託者の負担とする。

ア 委託期間 契約締結日から令和12年3月31日まで

イ 業務実施準備期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

ウ 運営期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

なお、本件は予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。

3 提案限度額

281,940,000 円

(本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税として取り扱う。)

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 事業スケジュール(予定)

(1) 公示

令和8年7月17日(金)から令和8年8月5日(水)まで

(2) 質疑提出

令和8年7月24日(金)午後5時まで

(3) 質疑回答

令和8年7月31日(金)村ホームページにて回答

(4) 参加申込

令和8年8月5日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(5) 企画提案書等提出

令和8年8月21日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

（6） プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和8年9月1日（火）午前10時から（予定）

（7） 結果通知

審査終了後、順次通知

6 公募に関する事務手続き

（1） 応募書類の配布

① 配布方法

村のホームページからのダウンロード、または「16 問い合わせ先」にて配布する。

② 配布期間

令和8年7月17日（金）から8月5日（水）まで

（役場での配布は、土・日・祝日を除く午前8時15分から午後5時まで）

（2） 現地見学

現場視察を希望する場合は、応募書類の配布期間中に申出を受け実施

（3） 質問の受付

① 受付期間

令和8年7月24日（金）まで

② 質問方法

質問票（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめて入力し、電子メールに添付し、こども支援課宛てに送信すること。質問は、電子メールでのみ受け付け、その他の方法による質問は、原則として受け付けない。

③ 質問への回答期限

令和8年7月31日（金）までに村のホームページにおいて公表する。

7 選定方法

公募型プロポーザル方式

8 公募条件参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

（1） 参加表明書提出日において、六ヶ所村物品調達等の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第8条に規定する物品調達等有資格者名簿に登録申請のされている者であること。

（2） 放課後児童健全育成事業の運営実績が3年以上継続してあり、かつ現在においても運営していること。（基準日：令和8年3月31日）

（3） 公告の日現在において、青森県内に本社、支店、営業所のいずれかを有し、緊急時において迅速な対応が可能なこと。

（4） 個人情報保護の取扱いに係る規定の整備、運用が行われていること。

（5） 過去3年以内に自治体から個人情報漏洩に関する指導を受けていないこと。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続き開始決定がなされていること。
- (8) 「六ヶ所村放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。

9 応募方法等

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書 (様式第 2 号)
 - ② 会社概要 (様式第 3 号)
 - ③ 業務実績調書 (様式第 4 号)
 - ④ 誓約書 (様式第 5 号)
- (2) 提出部数 各 1 部
- (3) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。
- (4) 提出期間 令和 8 年 8 月 5 日（水）まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)
- (5) 提出先 〒039-3212
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475 番地
六ヶ所村役場 こども支援課

10 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式）
提案書の内容には、必ず下記の内容を記載すること。
 - ・運営方針について
 - ・基本理念・方針・目標について
 - ・運営実績について
 - ② 児童の保育について
 - ・児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業内容について
 - ・学習支援等の特色あるプログラムやレクリエーションについて
 - ・特別な配慮が必要な児童への支援について
 - ・保護者や児童の意見を反映していく体制について
 - ・保護者・学校・行政機関等との連携、協力について
 - ③ 業務実施に係る管理運営体制について（任意様式）
 - ・職員の採用について
 - ・具体的な職員配置について
 - ・職員の給与体系について

- ・職員のサポート体制の確保（研修・育成を含む）について
- ・バックアップ体制（欠員補充等）について
- ④ リスクマネジメントについて
 - ・事故防止・安全対策及び感染症対策について
 - ・個人情報の管理について
 - ・防災対策及び災害時の対応と体制について
- ⑤ 参考見積書（別紙１）

見積書の費用の内容は次のとおりとする。

費用	主な内容
人件費	職員の給与、賞与、法定福利費など
研修費	職員の研修に要する費用
基本管理費	消耗品費、通信費、募集費など
行事費	イベント、体験教室などに係る費用
一般管理費	放課後児童健全育成事業の管理に要する経費
その他	上記以外の運営に係る経費

- ⑥ 独自の子育て支援サービスについて
保護者の実費負担を含めた提案可能
- ⑦ アからエの電子データを格納した CD-ROM
- (2) 提出部数
①から⑥を紙媒体で各 7 部、提案書は A 4 版とし、縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、期限必着）で提出すること。
- (4) 提出期間 令和 8 年 8 月 21 日（金）まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)
- (5) 提出先
〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附 475 番地
六ヶ所村役場 こども支援課

11 審査方法

- (1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。
プレゼンテーション終了後に、プロポーザル審査会において、それぞれの事業計画を審査項目に照らして採点の上、運営候補者を選定する。また、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、運営候補者の選定を行わない場合がある。

(2) 評価・審査項目

区分	評価・審査項目	配点
標準評価 (100 点)	1 応募団体の能力について	10 点
	2 運営方針について	20 点
	3 児童の保育について	30 点
	4 管理運営体制について	20 点
	5 リスクマネジメントについて	10 点
	6 提案金額について	10 点
加点评価 (10 点)	1 独自の子育てサービスについて	10 点
合計		110 点

12 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全者に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第6号）により通知する。なお、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

13 契約方法等

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、本村と最優秀者は本業務の契約締結交渉を行う。最優秀者が本プロポーザル終了後に本業務参加資格を喪失した場合、又は、村と最優秀者による本業務の締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

14 契約に係る事項

- (1) 採択された提案内容は、受託候補者と村の協議により、契約締結時に修正等が加えられる場合がある。
- (2) 受託候補者には、改めて見積書の提出を依頼する。
- (3) 受託者は村が免除する場合を除き契約締結時に契約金の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ村と協議した上で、業務の一部を第三者へ委託することが効率的、効果的であると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

15 その他

- (1) 提出書類の取扱いについて
 - ア 提出されたすべての書類は返却しない。
 - イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
 - ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

エ 村が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

オ 応募書類及び提案書類の著作権は、応募者に帰属する。しかしながら、村が採用する応募者の応募書類、提案書は村の業務上で必要な場合、無償で利用できるものとする。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 必要経費について

提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など、必要な経費は全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、六ヶ所村情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

(6) 言語及び通貨単位について

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

16 問い合わせ先

六ヶ所村こども支援課

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475 番地

TEL：0175-72-8145

FAX：0175-72-2243

電子メール：rks99073@rokkasho.jp